

国立大学法人岩手大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、規程の額に当該役員の業務に対する貢献度等を考慮して、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長 改定なし

理事 改定なし

理事(非常勤) 該当者なし

監事 改定なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 4,758	千円 2,282	千円 2,470	千円 6(通勤手当)		6月4日	
法人の長	千円 12,409	千円 9,798	千円 2,522	千円 89(寒冷地手当)	6月5日		
A理事	千円 13,329	千円 9,408	千円 3,808	千円 24(通勤手当) 89(寒冷地手当)			
B理事	千円 3,261	千円 1,560	千円 1,688	千円 12(通勤手当)		6月4日	
C理事	千円 9,236	千円 7,176	千円 1,847	千円 124(通勤手当) 89(寒冷地手当)	6月5日		

D理事	千円 12,835	千円 8,736	千円 3,536	千円 126(通勤手当) 348(単身赴任手当) 89(寒冷地手当)		
E理事	千円 6,031	千円 4,209	千円 1,517	千円 58(通勤手当) 246(単身赴任手当)		9月30日
F理事	千円 5,918	千円 3,924	千円 1,659	千円 37(通勤手当) 246(単身赴任手当) 51(寒冷地手当)	10月1日	
A監事	千円 12,361	千円 8,736	千円 3,536	千円 89(寒冷地手当)		
B監事 (非常勤)	千円 1,305	千円 1,305	千円 0	千円 0()	4月1日	

注:「前職」欄の「 」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	千円 6,336	4	3	6月4日	1	その者の業務に対する貢献度等を考慮して学長が定める業績評価率を乗じて得た額としているが、業績評価については、評価「1」と決定した。	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い当法人で決定した予算の範囲内で人件費の管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の大部分が国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間に係る当該職員の勤務成績により、5段階の昇給区分により決定された区分により昇給する号俸が決定する。(給与法等を準用)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める必要経年数を有している者は上位の級に決定することができる。(給与法等を準用)
勤勉手当	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法等を準用)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ・義務教育等教員特別手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当及び教育業務連絡指導手当の支給対象者の職位について、「教頭」を「副園長、副校長」に改正し、新たに「主幹教諭」を追加した。
- ・附属学校教員の俸給の決定に係る「教育職員の任用基準及び給与基準」の教育職(三)の職位について、「教頭」を「副園長、副校長」に改正し、新たに「主幹教諭」を追加した。
- ・育児短時間勤務職員の超過勤務手当を1日8時間までの支給割合を100分の100としたもの及び給与についてその者の勤務時間数に応じて定められるものとした。(国家公務員と同様の運用)
- ・自己啓発等休業職員の給与を支給しないものとしたもの及び職務に復帰した場合の復職時調整の期間を3/3以下(職務に特に有用と認められない大学等における修学の場合は1/2)で換算するものとした。(国家公務員と同様の運用)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	681	46.2	7,561	5,427	48	2,134
事務・技術	225	41.5	5,509	4,017	63	1,492
教育職種 (大学教員)	379	50.0	8,987	6,390	39	2,597
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	56.5	5,684	4,142	56	1,542
教育職種 (附属特別支援学校 教員)	22	41.6	7,076	5,195	46	1,881
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	45	39.4	6,525	4,800	49	1,725
その他	5	42.5	5,084	3,701	30	1,383
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	2					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
技能・労務職種	1					

非常勤職員	人 21	歳 46.1	千円 4,512	千円 3,278	千円 95	千円 1,234
事務・技術	人 12	歳 52.0	千円 3,762	千円 2,716	千円 66	千円 1,046
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
プロジェクト職員	人 9	歳 38.3	千円 5,513	千円 4,028	千円 134	千円 1,485

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属特別支援学校 教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	50.1	4,011	4,011	0	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
プロジェクト職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	48.5	4,156	4,156	0	0
民間等退職者雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員におけるその他の欄は、該当者が少数のために独立した職種として公表することが適当でないと判断した職種(附属学校所属の栄養士及び保健管理センター所属の保健師、看護師)を示す。

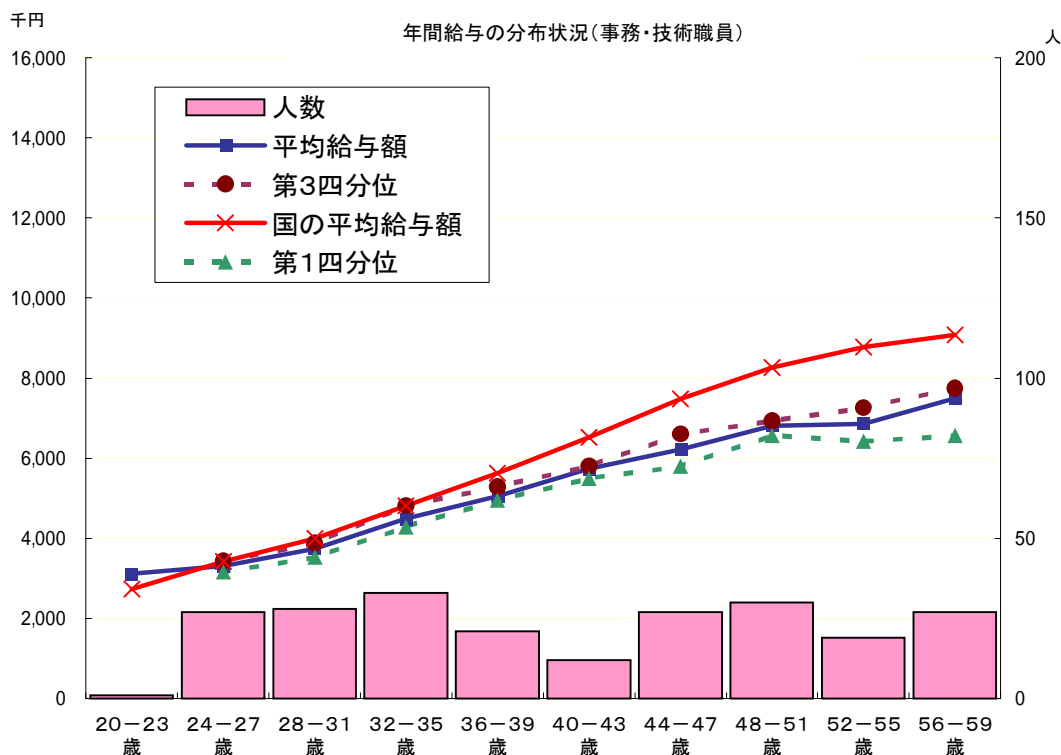
注3:再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:民間等退職者雇用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:プロジェクト職員とは、「研究成果の技術移転による新たな事業及び企業の創出に関する支援業務」又は「産学官による共同研究」に従事する職員を示す。

注6:民間等退職者雇用職員とは、民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要と認めて採用した職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。]

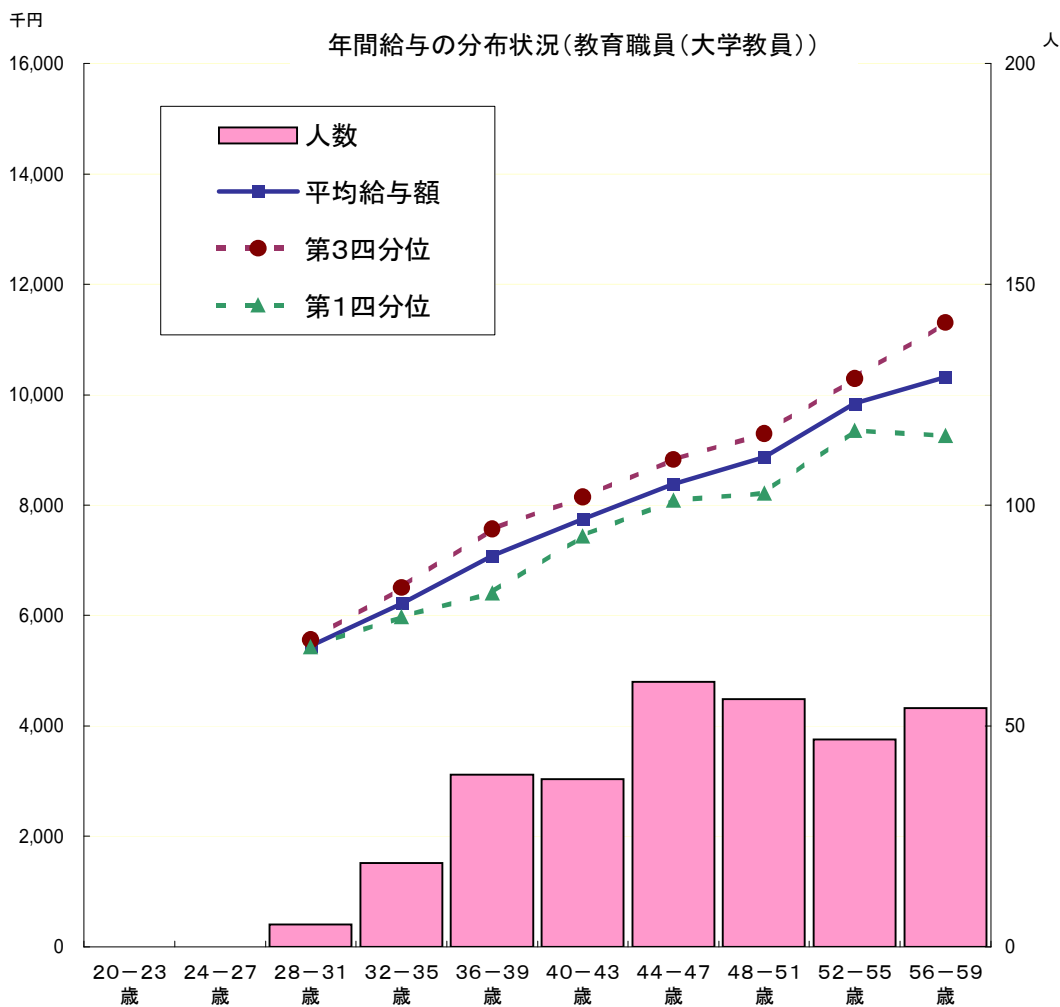


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 注2: 20～23歳の年齢階層における該当者が4人以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円
<ul style="list-style-type: none"> ・課長 ・主査(副課長) ・主査 ・主事 	14	56.2	7,562	7,972	8,373	
	39	52.1	6,617	6,797	6,983	
	85	44.2	5,208	5,739	6,286	
	60	29.5	3,336	3,611	3,748	

注1: 「課長」には、課長相当職である事務長を含む。
 注2: 「主査(副課長)」には、主査(副課長)相当職である主査(副事務長)を含む。
 注3: 「主査」とは、当法人において「係長」相当職の者を示す。
 注4: 「主事」とは、当法人において「係員」相当職の者を示す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	191	55.9	9,409	10,197	10,886
	142	45.5	7,596	8,115	8,661

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	225人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	3人 (1.3%)	7人 (3.1%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	57 }	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}	8,432 }	6,523 }
年間給与額(最高～最低)		}	}	}	11,652 }	8,857 }
					10,355	7,734
区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 主査(副課長)	主査(副課長) 主査	主査 主任	主事	主事
人員 (割合)		16人 (7.1%)	54人 (24.0%)	85人 (37.8%)	29人 (12.9%)	31人 (13.8%)
年齢(最高～最低)		59 }	59 }	59 }	53 }	28 }
所定内給与年額(最高～最低)		6,314 }	5,473 }	4,773 }	3,903 }	2,749 }
年間給与額(最高～最低)		4,692 }	4,181 }	2,852 }	2,431 }	2,169 }
		8,376 }	7,516 }	6,603 }	5,323 }	3,617 }
		6,564	5,794	3,893	3,336	2,977

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	-
人員 (割合)	379人	0人 (0%)	191人 (50.4%)	141人 (37.2%)	11人 (2.9%)	36人 (9.5%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		}	64 }	62 }	48 }	63 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	9,404 }	7,260 }	5,375 }	5,386 }	}
年間給与額(最高～最低)		}	5,410 }	4,170 }	4,156 }	3,844 }	}
		}	12,854 }	9,894 }	7,560 }	7,413 }	}
		}	7,626	5,854	5,796	5,143	}

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 65.3	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 34.7	% 36.1
	最高～最低	% 47.3～33.0	% 43.5～30.3	% 43.5～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 40.4～31.7	% 37.3～29.3	% 36.2～31.3

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 66.1	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 33.9	% 35.3
	最高～最低	% 43.8～33.9	% 40.0～31.0	% 41.8～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.7	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.3	% 33.7
	最高～最低	% 40.4～32.5	% 37.3～30.0	% 37.5～31.4

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

86.1
98.9

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

96.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 86.1	
	参考	地域勘案 92.2 学歴勘案 86.4 地域・学歴勘案 92.0
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.2% (国からの財政支出額 8,175百万円、支出予算の総額 13,135百万円: 平成20年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合が50%以上を占めているが、「対国家公務員指数」が100以下であるため、給与水準は適正なものであると考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
	今後とも給与水準が適正となるよう、努めてまいりたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.4

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

〔 なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

総人件費について

区分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,060,886	6,244,146	183,260	(2.9)	326,816 (5.1)
退職手当支給額 (B)	1,022,905	1,092,190	69,285	(6.3)	293,063 (40.2)
非常勤役職員等給与 (C)	581,587	562,887	18,700	(3.3)	71,229 (14.0)
福利厚生費 (D)	761,779	786,261	24,482	(3.1)	49,997 (6.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,427,157	8,685,484	258,327	(3.0)	12,521 (0.1)

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について、対前年度比における増減状況についての説明

給与、報酬等支給総額の対前年度比はマイナス2.9%であるが、人件費削減の取り組みによる減少と考えられる。

最広義人件費の対前年度比はマイナス3.0%であるが、人件費削減の取り組み及び退職手当支給額の減少が大きな要因と考えられる。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

1) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

行政改革の重要方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

2) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

- ・人的資源を教育研究の高度化のための戦略的な重点課題に振り向けつつ、退職教職員の不補充や業務の効率化により、平成17年度人件費予算相当額に対して339百万円(5.0%)の削減を図る。

3) 人件費削減の取組の進捗状況

教員5名及び事務系職員5名を削減するとともに、教員の欠員後補充の6か月凍結を継続して実施した。

平成17年度人件費予算相当額に対して339百万円(5.0%)削減する計画を上回る削減を行った。

- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 6,789,148千円

- ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 6,266,346千円

- ・平成19年度の「給与、報酬等支給総額」 6,244,146千円

- ・当年度(平成20年度)の「給与、報酬等支給総額」 6,060,886千円

- ・当年度までの各年度の人件費削減率

計算式 = (各年度の金額 - 基準年度(平成17年度)の金額) ÷ 基準年度(平成17年度)の金額 × 100

- ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

計算式 = ((各年度の金額 - 基準年度(平成17年度)の金額) ÷ 基準年度(平成17年度)の金額 × 100)

- (基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,789,148	6,266,346	6,244,146	6,060,886
人件費削減率 (%)		7.7	8.0	10.7
人件費削減率(補正值) (%)		7.7	8.7	11.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

そのほか、法人が総人件費について考慮すべき事項、説明すべき事項について

- ・当年度(平成20年度)の「給与、報酬等支給総額」 6,060,886千円 ... a
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 6,789,148千円 ... b
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) マイナス10.7%

(注) 計算式 = $(a - b) \div b \times 100$

法人が必要と認める事項

特になし。